

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	多古町

多古町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 多古町産業経済課
所在地 多古町多古 584 番地
電話番号 0479-76-5404
FAX番号 0479-76-7144
メールアドレス nogyoshinko@town.tako.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ノウサギ、キョン、カラス、ドバト、キジ、カワウ、カモ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	多古町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、雑穀、いも類	2,522千円 81a
ハクビシン	豆類、雑穀、果樹、野菜、いも類	485千円 44a
アライグマ	いも類	7千円 2a
タヌキ	豆類、いも類	263千円 17a
ノウサギ	いも類	79千円 3a
キョン	—	— 千円 — a
カラス	豆類、雑穀、果樹、いも類	77千円 12a
ドバト	豆類	18千円 1a
キジ	—	— 千円 — a
カワウ	—	— 千円 — a
カモ	—	— 千円 — a

(2) 被害の傾向

多古町の野生鳥獣による農作物被害は、近年イノシシの増加に伴い、被害報告が多くなっている傾向にある。その他にもカラス等の鳥類、ハクビシン、アライグマ、タヌキ等の中型獣による被害も増えている。

イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ等は、公道での車両との接触事故の増加や民家周辺での捕獲数増加から相当数が市街地付近まで進出していることが確認されており、町内全域に生息域が拡大・増加傾向にあるとみられる。

なお、ハクビシンについては春から秋にかけて町内全域の果樹や豆類、野菜を中心に被害が報告されている。

カラスやドバト等の鳥類は、平成23年度の有害鳥獣捕獲より空気銃が導入され、捕獲方法が効率化され被害は減少傾向にある。

イノシシについては、春先から夏にかけて水稲・野菜・いも類の被害報告を受けており、近年、市街地でも目撃情報が増加している。

カワウについては、被害金額・被害面積を計上するまでには至らなかったが、魚類の食害の被害がある。

キョンについては、目撃情報があり、現時点での被害報告はないが、今後農作物被害や生活被害の発生が懸念される。

カモについては、被害金額・被害面積を計上するまでには至らなかったが、稲の食害の被害がある。

ノウサギについては、被害金額・被害面積を計上するまでには至らなかつ

たが、いもの被害がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	2,522千円	81a	1,900千円	60a
ハクビシン	485千円	44a	350千円	30a
アライグマ	7千円	2a	3千円	1a
タヌキ	263千円	17a	130千円	9a
ノウサギ	79千円	3a	20千円	2a
キョン	－千円	－a	－千円	－a
カラス	77千円	12a	48千円	8a
ドバト	18千円	2a	9千円	1a
キジ	－千円	－a	－千円	－a
カワウ	－千円	－a	－千円	－a
カモ	－千円	－a	－千円	－a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣捕獲については、香取郡猟友会との委託契約により、銃器及び箱わなによる捕獲を実施している。</p> <p>イノシシや小型獣の捕獲強化のため、町で箱わな及びくくりわなを購入してきた。</p> <p>令和3年9月1日に鳥獣被害対策実施隊を設置し、箱わな等の資材購入も行っている。</p> <p>捕獲機材の保有状況</p> <p>令和2年度 大型箱わな 1基 くくりわな10基</p> <p>令和3年度 大型箱わな 8基 小型箱わな12基 くくりわな20基</p> <p>令和4年度 大型箱わな 5基 小型箱わな40基</p>	<p>香取郡猟友会に捕獲を委託しているが、猟友会の方々への負担増や、高齢化が進んでおり、捕獲の担い手不足を解消するために、狩猟免許補助制度などを実施している。</p>

	くくりわな34基	
防護柵の設置等に関する取組	町単独事業にて、防護柵の購入に対し補助金を交付している。 令和4年度 電気柵 5,900m	現在、被害地域が拡大しており、今後は共同での設置を推進することで、集落ぐるみで設置を行い、地域全体への侵入を防止していく。

(5) 今後の取組方針

多古町鳥獣被害防止対策協議会で購入した箱わな等を捕獲従事者に配付し捕獲強化を行い、個体数の削減に取り組む。
藪地の刈り払いやえさ場の除去等の生息環境管理を推進する。
農業者等に対して狩猟免許取得を推進し、自律意識を高めるとともに、狩猟者の高齢化対策として担い手育成・確保に取り組む。
被害が多く報告される地域については、有害鳥獣に係る生態調査や地区を限定しての住民説明会を行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

香取郡猟友会による有害鳥獣の一斉捕獲及び箱わなやくくりわなによる捕獲を実施。
また、わなによる捕獲数の増加を図るため、狩猟免許所持者の増加を目指していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ ノウサギ キョン カラス ドバト キジ カワウ カモ	香取郡猟友会と連携し、被害防止に効果的な有害鳥獣捕獲事業を実施していく。 多古町鳥獣被害防止対策協議会で所有している捕獲用わなを、捕獲従事者に配付して捕獲強化を図る。 農業者等に対しても狩猟免許取得の補助金制度の周知を図り、狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績、被害多発地域からの出没状況の聞き取り、地域への回覧による照会などから被害状況を把握し、千葉県第二種特定鳥獣管理計画等に

に基づき、前線地域においては初期段階で素早く捕獲するよう計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	60頭	70頭	80頭
ハクビシン	60頭	65頭	70頭
アライグマ	60頭	65頭	70頭
タヌキ	60頭	65頭	70頭
ノウサギ	10羽	10羽	10羽
キョン	5頭	10頭	15頭
カラス	150羽	150羽	150羽
ドバト	50羽	50羽	50羽
キジ	30羽	30羽	30羽
カワウ	20羽	20羽	20羽
カモ	20羽	20羽	20羽

捕獲等の取組内容

被害の多い農振農用区域又はその周辺地に、箱わな等を重点的に設置するとともに、鳥類に対する銃捕獲など捕獲強化を図り、多古町全域において通年実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域決定まで至っていない	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キョン	今後、被害地域や被害が拡大した場合に設置を検討する。	今後、被害地域や被害が拡大した場合に設置を検討する。	今後、被害地域や被害が拡大した場合に設置を検討する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ノウサギ、キョン、カラス、ドバト、キジ、	野生鳥獣のエサとなる農作物等残渣の適正処理、林縁部の緩衝帯整備及び耕作放

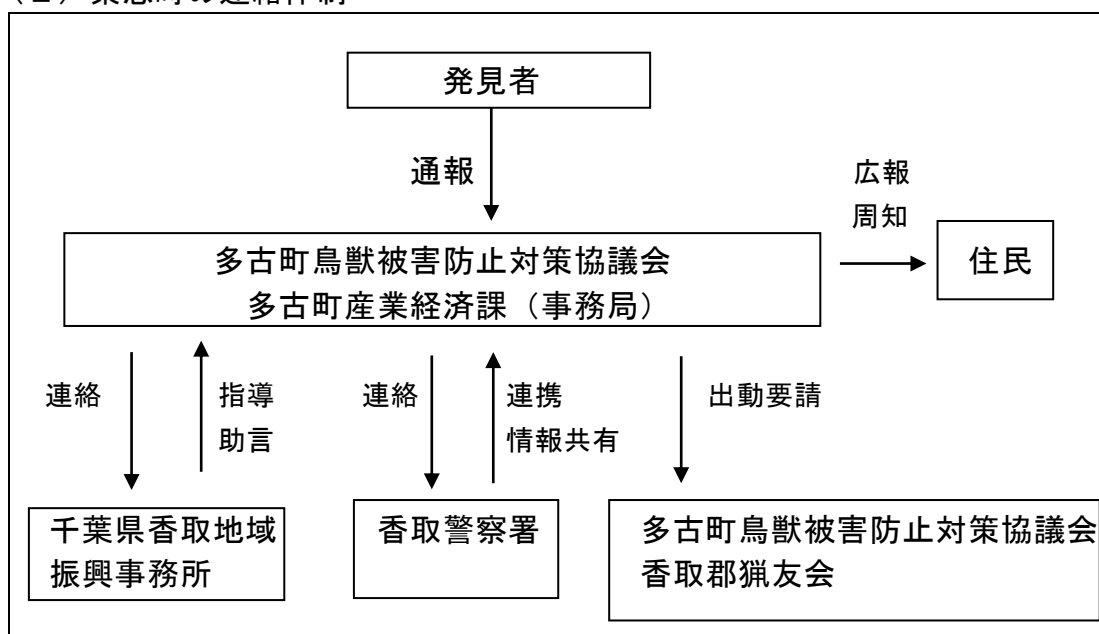
	カモ	棄地の解消などの生息環境管理を行う。
--	----	--------------------

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉県香取地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
香取警察署	現場封鎖・交通規制等の安全確保
多古町役場産業経済課	住民への周知、関係機関との連携
香取郡猟友会	対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

香取広域市町村圏事務組合伊地山クリーンセンターでの焼却処理、または捕獲現場での埋設処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣がハクビシン、タヌキ、カラス等と利用に適さない獣種が主であり、利用推進は困難な状況にある。今後、当該鳥獣の捕獲頭数が増えていった場合には、利用の推進について検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	多古町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
香取郡猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
鳥獣保護員	生息情報の提供
多古町農業委員会会長	被害情報の提供
地区代表	被害状況の提供
かとり農業協同組合	被害、対策情報の提供
千葉県農業共済組合	被害、対策情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県香取地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
千葉県香取農業事務所	鳥獣被害防止等の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和3年9月1日に鳥獣被害対策実施隊を設置した。取り組み内容としては、実施隊員については、捕獲、罠の見回り等。その他については、被害の状況報告を行い、実施隊や行政との情報共有を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲従事者増加を目指して、狩猟免許補助金制度の周知を行い、免許の取得を促進する。

専門家による捕獲技術指導等により、安全で効果的な捕獲や被害防止を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会及び千葉県との連携を図る。
農業者の被害防止に対する意識の向上。
地域全体で施策に取り組むことを図る。